

# 鳥取県公報

毎週火 金曜日発行（但休日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便  
可  
（ときは翌日）

## 目次

### ◇規則

鳥取県海岸法施行細則

鳥取県生乳取引調停審議会規則

鳥取県庁事務専決及び代決規程等の一部改正

土地改良区役員の退任及び就任

豚コレラ予防注射及びふそ病の検査

医療機関の廃止

医療機関の指定

土地の公用廃止

〃

他の都道府県の療養取扱機関となる申出の受理

療養取扱機関の申出の受理

療養取扱機関として申出の受理があつたとみなされる者

国民健康保険医として登録を受けたとみなされる者

### ◇公告

建設業者の登録まつ消

収入証紙小売さばき人の変更

鳥取県金庫事務取扱者の指定等

計量器定期検査の実施

板金工建築大工二級技能検定合格者

鳥取県社会教育委員候補者の推せん

## 規則

鳥取県海岸法施行細則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第二十四号

鳥取県海岸法施行細則

（趣旨）

第一条 この規則は、海岸法（昭和三十一年法律第百一  
号。以下「法」という。）第五条の規定に基づいて知

事が海岸管理者として管理する海岸保全区域に関する  
占用又は行為の許可について、法令に定めるものは  
必要な事項を定めるものとする。

(海岸保全区域における制限行為の指定)

第二条 海岸法施行令(昭和三十一年政令第三百三十二  
号)第四条の規定により海岸保全区域内において制限  
をうける行為は、次の各号に定めるとおりとする。

一 海岸保全施設又はその近傍に木材その他重量物件  
を投棄すること。

二 海岸保全施設に木材その他の物件をけい出するこ  
と。

三 海岸保全施設において家畜を飼養すること。

四 海岸保全施設に竹木、草花等を植え付けること。

五 海岸保全施設に生じた竹木を損傷し、又は芝草を  
掘り取ること。

(申請書の様式)

第三条 海岸法施行規則(昭和三十一年運輸省令第一号)  
建設省

第三条及び第四条の規定によつて提出する許可申請書

は、様式第一号から様式第四号までの様式によらな  
ければならない。

(占用の期間)

第四条 法第七条第一項の規定により海岸保全区域を占  
用することができる期間は、当該占用の許可を行なう  
際三年以内において知事が定める。

(占用料及び土石採取料)

第五条 法第七条第一項又は第八条第一項第一号の規定  
により海岸保全区域の占用又は土石の採取をしようと  
する者(法第十条第二項に規定する者を除く。)は、  
別表に定める占用料又は土石採取料(以下「料金」と  
いう。)を納めなければならない。

2 海岸保全区域の占用又は土石の採取は、料金を納め  
た後でなければこれをしてはならない。

3 既納の料金は、還付しない。

4 知事は、次の各号の一に該当する場合は、料金を減  
免することができる。

一 法第十二条第二項各号に掲げる理由により許可の

取消し又は行為の制限を受けたとき。

二 天災その他の事変により占用又は行為が不能にな  
つたとき。

三 漁業又は農業の経営上必要不可欠と認められる施  
設又は工作物を海岸保全区域内に設けるとき。

四 前各号に定めるものは、特に減免を必要と認  
めるとき。

(検査)

第六条 法第七条第一項又は第八条第一項第二号若しく  
は第三号の規定により許可を受けた者は、次の各号の  
一に該当する場合においては、知事に届け出て検査を  
受けなければならない。

一 施設又は工作物の新設又は改築が完了したとき。

二 法第十二条第一項若しくは第二項の規定により命  
じられた措置又は原状回復が行なわれたとき。

(許可書の携帯)

第七条 法第八条第一項第一号の規定による許可を受け  
た者は、土石を採取するときは、常時許可証を携帯し

なければならない。

(連帯責任)

第八条 共同出願により法第七条第一項の規定による許  
可を受けた者は、法令及びこの規則による義務の履行  
に関しては、連帯して責任を負わなければならない。

(許可の変更)

第九条 法第七条第一項又は第八条第一項の規定により  
許可を受けた者がその許可を受ける際付された条件を  
変更して占用し、又は行為をしようとするときは、様  
式第五号又は様式第六号による許可変更申請書を提出  
して知事の許可を受けなければならない。

(権利義務の移転)

第十条 法第七条第一項の規定による許可によつて生じ  
た権利義務を相続し、若しくは法人の合併により継承  
する者又は許可にかかる権利義務を譲渡し、若しくは  
譲り受けようとする者は、様式第七号又は様式第八号  
による申請書を提出し知事の許可を受けなければならない。

(占用又は行為の廃止)

第十一条 法第七条第一項又は第八条第一項の規定により許可を受けた者が許可にかかる占用又は行為を廃止しようとするときは、少なくとも、その期日前五日までにその旨を知事に届け出なければならない。

(申請書の経由)

第十二条 この規則によつて申請し、又は届け出る書類は、所轄の土木出張所長を経由して提出しなければならない。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第一号

海岸保全区域占用許可申請書

- 一 占用の目的
  - 二 占用の場所 市町大字 (地区海岸) 番地先
  - 三 占用の面積 平方メートル
  - 四 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - 五 施設(工作物)の構造
  - 六 工事実施の方法
  - 七 工事実施の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 右のとおり海岸保全区域を占用したので許可されたく、関係図面を添え、海岸法第七条第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所  
鳥取県知事 氏 名 殿

名 ㊟

様式第二号

海岸保全区域土石採取許可申請書

- 一 採取の目的
  - 二 採取の種目 (土、石、砂、砂利)
  - 三 採取量
  - 四 採取場所 市町大字 地内  
郡 (地区海岸) 平方メートル
  - 五 採取期間 許可の日から 年 月 日まで
  - 六 採取方法
- 右のとおり土石採取したので許可されたく、関係図面を添え、海岸法第八条第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所  
鳥取県知事 氏 名 殿

名 ㊟

様式第三号

施設(工作物)新設(改築)許可申請書

- 一 施設(工作物)を新設(改築)する目的
  - 二 施設(工作物)を新設(改築)する場所 市町大字 番地先  
郡 (地区海岸)
  - 三 新設(改築)する施設(工作物)の構造
  - 四 工事実施の方法
  - 五 工事実施の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 右のとおり施設(工作物)を新設(改築)したので許可されたく、関係図面を添え、海岸法第八条第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所  
鳥取県知事 氏 名 殿

名 ㊟

様式第四号

土地の掘さく(盛土、切土)許可申請書

- 一 目的
- 二 内容 別紙設計書のとおり
- 三 期間 年月日 日から 年 月 日まで
- 四 場所
- 五 方法

右のとおり土地を掘さく(盛土、切土)したいので許可されたく、関係書類を添え、海岸法第八条第一項の規定により申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏

名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第五号

海岸保全区域占用許可変更申請書

- 一 許可年月日 及び番号
- 二 許可条件
- 1 占用の場所 何を何何に変更
- 2 占用の面積 平方メートル(長 メートル)を 平方メートル(長 メートル)に変更
- 3 占用の期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 4 その他 何何

三 変更の理由

右のとおり変更いたしたいので許可されたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏

名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第六号

海岸保全区域土石採取許可変更申請書

- 一 許可年月日 及び番号
  - 二 許可条件
  - 1 採取種目 何を何何に変更
  - 2 採取量 立方メートルを 立方メートルに変更
  - 3 採取場所 何を何何に変更
  - 4 採取期間 年月日から 年月日まで
  - 5 その他 何何
- 三 変更の理由
- 右のとおり変更したいので許可されたく、関係図書を添えて申請します。

昭和 年 月 日

申請者住所

氏

名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第七号

海岸保全区域占用権利義務承継許可申請書

- 一 許可を受けた者の氏名
  - 二 許可年月日及び番号
  - 三 許可条件
  - 1 占用の目的
  - 2 占用の場所
  - 3 占用の面積
  - 4 占用の期間
  - 5 その他
- 右のとおり許可を受けておりましたが、何何の理由により、許可にかかる権利義務一切を承継したいので許可されたく、関係書類を添えて申請します。

昭和 年 月 日

承継人住所

氏

名 ㊟

鳥取県知事 氏 名 殿

様式第八号

海岸保全区域占用権利義務移転許可申請書

- 一 許可を受けた者の氏名
- 二 許可年月日及び番号
- 三 許可条件

- 1 占用の目的
- 2 占用の場所
- 3 占用の面積
- 4 占用の期間
- 5 その他

右のとおり許可を受けておりましたところ、何何の理由により、左記譲受人に許可にかかる権利義務一切を移転したいので許可されたく、関係書類を添えて譲渡人、譲受人連署のうえ申請します。

昭和 年 月 日

譲渡人住所

譲受人住所

氏、氏

名 名

Ⓜ Ⓜ

鳥取県知事 氏

名 殿

別表

海岸保全区域占用料金表

種 別	種 別	単 位	占 用 料 (年額)	
			一 等 地	二 等 地
一 家屋その他これに類する建物又は工作物設置によるもの		一平方メートルにつき	一七〇〇	一二〇〇
二 野積場その他これに類する目的によるもの		一平方メートルにつき	二二〇〇	六〇〇
三 養鶏場・魚貝養殖場・牧場、物干場、その他これらに類する目的によるもの		一平方メートルにつき	〇・五〇	〇・四〇
四 電柱建設によるもの 支柱又は支線によるもの 鉄塔建設によるもの		一基につき 一本又は一条につき 一平方メートルにつき	四六〇〇 三三〇〇 六〇〇〇	三三〇〇 三三〇〇 三三〇〇
五 軌条敷設によるもの		一平方メートルにつき	三三〇〇	二五〇
六 鉄管、土管その他地下埋設物		一メートルにつき	三三〇	二〇〇

土石採取料金表

種 別	種 別	数	量	採 取 料
土 砂	砂	一立方メートルにつき		一五〇〇
土 砂	利	一立方メートルにつき		一五〇〇
栗 石	石	一立方メートルにつき		一八〇〇
転 石	石	径三〇センチメートル未満 径三〇センチメートル以上	一箇につき	五三〇〇

切	石	徑五〇〇センチメートル以上 七〇センチメートル以上 一箇につき	一五〇〇〇〇
割	石	一立方メートルにつき	五〇〇〇〇〇
		一立方メートルにつき	一五〇〇〇〇

備考

- 一 海岸保全区域占用料金表中一等地とは、鳥取市、米子市及び境港市の区域をいい、二等地とは、その他の区域をいう。
- 二 占用料の計算については、占用期間に一年に満たない端数があるときは月割で計算し、一月に満たない端数は一月として計算する。
- 三 海岸保全区域占用料金表中電柱については、H型は二基、三本以上を組み立てたものは四基とみなして占用料を徴収する。
- 四 土石採取料又は占用料の計算については、その単位に一メートル、一平方メートル又は一立方メートルに満たない端数があるときは一メートル、一平方メートル又は一立方メートルとしてそれぞれ計算する。
- 五 土石の採取料又は占用料の額が五十円に満たないものは、五十円とする。

鳥取県生乳取引調停審議会規則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県生乳取引調停審議会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、酪農振興法（昭和二十九年法律第百八十二号）第二十六条の二第十一項の規定に基づき、鳥取県生乳取引調停審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(委員の任期)

第二条 委員の任期は、一年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(招集)

第三条 審議会は、会長が招集する。

(会議)

第四条 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会

議を開き、議決をすることができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 審議会の庶務は、農林部畜産課において処理する。

(補則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県庁事務専決及び代決規程等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

鳥取県庁事務専決及び代決規程等の一部を改正する規則

(鳥取県庁事務専決及び代決規程の一部改正)

第一条 鳥取県庁事務専決及び代決規程(昭和二十六年十一月鳥取県規則第七十七号)の一部を次のように改正する。

第五条第七号中「知事公室長、」を削る。

(職員)の職の設置に関する規則の一部改正)

第二条 職員の職の設置に関する規則(昭和三十一年十月鳥取県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号を次のように改める。

一 事務吏員又は技術吏員をもつて充てるもの

- (一) 部 長 (二) 課 長
- (三) 次 長 (四) 局 長
- (五) 所 長 (六) 場 長
- (七) 院 長 (八) 主 査
- (九) 課長補佐 (十) 係 長

- (十一) 主 任 (十二) 室・長
- (十三) 局長補佐 (十四) 行政連絡員
- (十五) 商 務 員

(鳥取県歯科技工士試験審議会規程の一部改正)

第三条 鳥取県歯科技工士試験審議会規程(昭和三十一年八月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「厚生労働部長」を「厚生部長」に改める。

(鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整備地方審議会規程の一部改正)

第四条 鳥取県あん摩、はり、きゆう、柔道整備地方審議会規程(昭和二十七年七月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

第九条中「衛生部医務課」を「厚生部衛生課」に改める。

(鳥取県身体障害者福祉審議会規程の一部改正)

第五条 鳥取県身体障害者福祉審議会規程(昭和二十五

年五月鳥取県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条中「民生部厚生課」を「厚生部厚生援護課」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和三十五年五月一日から適用する。

告 示

鳥取県告示第二百三十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十項の規定により土地改良区から次のように役員が退任及び就任した旨届出があつた。

昭和三十三年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

豊田井手土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事	田中 公男	米子市古豊千
〃	田辺 治男	〃
〃	松本 弘	東八幡
〃	船越 隆雄	水浜
〃	青木与一郎	古豊千
〃	塚田 章一	東八幡
〃	米原 富重	一部
〃	岩崎伊三郎	高島
〃	箕浦 松重	古豊千
〃	高塚 懋	吉岡
〃	今中 満通	〃
〃	勝部 哲郎	西伯郡岸本町遠藤
〃	藤山 礒寿	日吉津村大字富吉
〃	山崎 善一	〃
監事	若松 宗知	米子市古豊千
〃	河本 克己	〃
就任した役員の名及び住所		
理事	田中 公男	米子市古豊千

鳥取県告示第二百三十一号

次のように豚コレラ予防注射及びふそ病の検査を実施するから家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定により、豚及びみつ蜂の所有者に対して注射及び検査をうけることを命ずる。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 実施の目的 豚コレラ及びふそ病予防のため
- 二 実施の区域及び場所 別表のとおり
- 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 豚コレラ予防注射……豚。ただし、生後四十日及び分

べん前後一月以内のものを除く。

ふそ病検査……みつ蜂

- 四 実施の期日、別表のとおり
- 五 検査及び注射、駆除の方法

豚コレラ予防注射……豚コレラ予防液皮下注射

ふそ病検査……肉眼的検査（成蜂群の性状、産卵圏の

別表

（一）豚コレラ予防注射

実施期日	実施区域	実施場所
五月二十三日	八頭郡八東町八東	各豚舎巡回注射
“	“ 船岡町隼	“
“	“ 郡家町中私都	“
“	“ 国中 中私都	“
“	“ 郡家	“
“	“ 八東町丹比	“
“	“ 郡家町西郷	“
“	“ 用ヶ瀬町社	“
“	“ 智頭町土師 智頭	“
“	“ 河原町河原	“
“	“ 郡家町下私都	“

性状、蜂児の性状）細菌学的検査（直接塗抹による芽胞の検出）

- 田辺 治男
- 船越 隆雄
- 塚田 章一
- 松本 弘
- 米原 富重
- 妹尾 勝恵
- 青木与一郎
- 箕浦 松重
- 高塚 懋
- 今中 満通
- 勝部 哲郎
- 藤山 磯寿
- 山崎 善一
- 監事 若松 宗知
- 河本 克己

昭和三十四年十二月十七日臨時総会において総選挙の結果当選し、昭和三十五年二月九日就任、任期二年。

今在家土地改良区

就任した役員の名及び住所

- 理事 谷村 福一 西伯郡大山町今在家
- “ 中村 勉 “
- “ 谷村 勇 “
- “ 遠藤 達夫 “
- “ 福本 寿夫 “
- “ 遠藤 精 “
- “ 日口 明美 “
- “ 中村キクエ “
- “ 松波 宙一 “
- “ 谷野 泰次 “
- 監事 小原 修 “
- “ 尾倉 博明 “

昭和三十五年三月二十一日申請人において選任の結果同日就任、任期第一回総会まで。



鳥取県告示第二百三十五号  
 次の土地は昭和三十五年五月十一日からその公用を廃止した。  
 昭和三十五年五月二十日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 場所 米子市上後藤字弥市分東 三四一ノ一 三五四  
 ノ三地先  
 二 地目 道路(野道)  
 三 面積 式拾八坪七合七勺  
 関係図面は土木部管理課に保管

鳥取県告示第二百三十六号  
 次の土地は昭和三十五年五月十一日からその公用を廃止した。  
 昭和三十五年五月二十日  
 鳥取県知事 石 破 二 朗

一 場所 倉吉市岡田字 屋敷添一〇六ノ一 地先  
 空 田一三四  
 二 地目 農道敷及水路敷  
 三 面積 五拾八坪九合四勺  
 関係図面は土木部管理課に保管

療養取扱機関名 尾崎 医院 八頭郡八東町大字才代  
 医療法人仁厚会倉吉病院 倉吉市山根四三  
 渡部 医院 米子市大篠津町一五五二  
 川元 歯科 境港市本町四一  
 海賀 歯科医院 西伯郡大山町国信  
 医療法人育生会高島病院 米子市西町六  
 鳥取生協病院 鳥取市東品治町一〇ノ一〇  
 鳥取県立整肢学園 米子市上福原  
 牛尾歯科医院 東伯郡赤碓町大字赤碓  
 足立 医院 西伯郡淀江町大字西原

法第三十七条第五項の規定による都道府県名 同上受理年月日  
 東京都 昭和三四、一〇、一一  
 全国都道府県 三五、一、一  
 東京都 三、九  
 鳥根県 三、四  
 東京都 二、一  
 東京都 三、二二  
 東京都 三、三〇  
 全国都道府県 四、一  
 鳥根県 四、一  
 鳥根県 四、九

鳥取県告示第二百三十八号  
 国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として次のとおり申出を受理した。  
 昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗  
 療養取扱機関名 所 在 地 受理年月日  
 鳥取県立整肢学園 米子市上福原 昭和三五、四、一  
 牛尾歯科医院 東伯郡赤碓町大字 赤碓八一〇の七



鳥取県告示二百四十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第十四条の規定による廃業届があつたので、同法第十五条第一項の規定により、建設業者登録簿から次のように登録をまつ消した。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号 登録年月日 名称 所在地 申請者氏名 まつ消年月日

鳥取県知事登録 昭三三、  
(は)一二九号 六、二五 大西工務所 気高郡青谷町山根四九一 大西富平 昭三五、五、一二

鳥取県告示二百四十三号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人について次のように変更があつた。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 新旧の別 氏 名 小売さばき場所 変更年月日

二九四 旧 鳥取県職員組合東部県税事務所 鳥取市若桜町四二 昭和三十五年四月九日

新 〃 〃 内田 幸治

鳥取県告示二百四十四号

鳥取県収入証紙規則（昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号）第五条第二項の規定により指定した小売さばき人について次のように変更があつた。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

番号 新旧の別 氏 名 小売さばき場所 変更年月日

五九 新 鳥取県職員組合米子保健所支部 鳥取県米子市角盤町二丁目 昭和三十五年四月一日

旧 鳥取県職員組合米子保健所支部 弘 和徳

鳥取県告示二百四十五号

株式会社山陰合同銀行を鳥取県金庫事務取扱者に指定し、具本金庫及び具支金庫の名称、位置及び出納区域を次のように定める。

昭和二十五年十月一日鳥取県告示第五百一十一号は廃止する。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

名称 位置 出納区域 金庫事務取扱者

鳥取県本金庫 鳥取市栄町 鳥取市 津ノ井村、国府町、福部村 株式会社山陰合同銀行 鳥取支店

鳥取県庁支金庫	鳥取市東町一丁目	〃	鳥取県庁支店
本金庫派出	〃	〃	鳥取西支店
元魚町歳入金取扱所	元魚町一丁目	〃	〃
本金庫派出	〃	〃	鳥取南支店
鏡片原歳入金取扱所	鏡片原町	〃	〃
浦富支金庫	岩美郡岩美町大字浦富	岩美郡の内岩美町	浦富支店
郡家支金庫	八頭郡郡家町大字郡家	八頭郡の内郡家町船岡町、八東町	郡家支店
河原支金庫	〃	河原町	河原支店
用ヶ瀬支金庫	〃	用ヶ瀬町、佐治村	用ヶ瀬支店
智頭支金庫	〃	智頭町	智頭支店
若桜支金庫	〃	若桜町、八東町	若桜支店
宝木支金庫	〃	〃	〃
浜村支金庫	〃	〃	〃
鹿野支金庫	〃	〃	〃
青谷支金庫	〃	〃	〃
松崎支金庫	〃	〃	〃
松崎支金庫泊派出所	東伯郡東郷町大字松崎	東伯郡の内羽合町、泊村、東郷町	松崎支店
上井支金庫	〃	〃	〃
倉吉支金庫	倉吉市上井	倉吉市の内 北条町、羽合町	倉吉支店
倉吉支金庫三朝派出所	東伯郡三朝町大字三朝	〃	倉吉支店三朝出張所
倉吉西支金庫	倉吉市西町	〃	倉吉西町支店
由良支金庫	東伯郡大栄町大字由良	東伯郡の内大栄町、北条町	由良支店
浦安支金庫	〃	東伯町	浦安支店
八橋支金庫	〃	〃	八橋支店
赤碕支金庫	〃	〃	赤碕支店
御来屋支金庫	西伯郡名和町御来屋	西伯郡の内名和町、中山町	御来屋支店
淀江支金庫	〃	〃	〃
米子支金庫	米子市東倉吉町	米子市 日吉津村、伯仙町、会見町、西伯郡の内岸本町	米子支店
米子支金庫派出	〃	〃	〃
法勝寺町歳入金取扱所	法勝寺町	〃	米子東支店
米子支金庫派出	〃	〃	〃
灘町歳入金取扱所	灘町二丁目	〃	米子西支店
米子支金庫岸本派出所	西伯郡岸本町大字岸本	〃	米子支店岸本出張所
大篠津支金庫	米子市大篠津町	米子市、境港市	大篠津支店
境支金庫	境港市本町	境港市	境支店

倉吉支金庫	〃	堺町二丁目	〃	三朝町、関金町	〃	倉吉支店
倉吉支金庫三朝派出所	東伯郡三朝町大字三朝	〃	〃	〃	〃	倉吉支店三朝出張所
倉吉西支金庫	倉吉市西町	〃	〃	〃	〃	倉吉西町支店
由良支金庫	東伯郡大栄町大字由良	東伯郡の内大栄町、北条町	〃	〃	〃	由良支店
浦安支金庫	〃	東伯町	〃	〃	〃	浦安支店
八橋支金庫	〃	〃	〃	〃	〃	八橋支店
赤碕支金庫	〃	〃	〃	〃	〃	赤碕支店
御来屋支金庫	西伯郡名和町御来屋	西伯郡の内名和町、中山町	〃	〃	〃	御来屋支店
淀江支金庫	〃	〃	〃	〃	〃	〃
米子支金庫	米子市東倉吉町	米子市 日吉津村、伯仙町、会見町、西伯郡の内岸本町	〃	〃	〃	米子支店
米子支金庫派出	〃	〃	〃	〃	〃	〃
法勝寺町歳入金取扱所	法勝寺町	〃	〃	〃	〃	米子東支店
米子支金庫派出	〃	〃	〃	〃	〃	〃
灘町歳入金取扱所	灘町二丁目	〃	〃	〃	〃	米子西支店
米子支金庫岸本派出所	西伯郡岸本町大字岸本	〃	〃	〃	〃	米子支店岸本出張所
大篠津支金庫	米子市大篠津町	米子市、境港市	〃	〃	〃	大篠津支店
境支金庫	境港市本町	境港市	〃	〃	〃	境支店

境支金庫派出  
境港歳入金取扱所  
外江歳入金取扱所  
法勝寺支金庫

松ヶ枝町  
外江町  
西伯郡西伯町大字法勝寺  
西伯郡の内西伯町

境支店境港出張所  
外江支店  
米子東支店法勝寺出張所  
米子支店溝口出張所  
根雨支店江尾出張所  
根雨支店  
根雨支店黒坂出張所  
生山支店

溝口支金庫

日野郡溝口町溝口

米子支店溝口出張所

江尾支金庫

江府町江尾

根雨支店江尾出張所

根雨支金庫

日野町根雨

根雨支店

黒坂支金庫

黒坂

根雨支店黒坂出張所

生山支金庫

日南町生山

生山支店

大阪支金庫

大阪市東区南久宝寺町二丁目

株式会社三和銀行船場支店  
取扱責任者  
株式会社山陰合同銀行

大阪支金庫派出所

大阪市東淀川区塚本町一丁目

株式会社第一銀行虎ノ門支店  
取扱責任者  
株式会社山陰合同銀行

東京支金庫

東京都港区芝罘平町一

株式会社第一銀行虎ノ門支店  
取扱責任者  
株式会社山陰合同銀行

鳥取県告示第二百四十六号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百四十条の規定により境港市の計量器定期検査を次のように実施する。

昭和三十五年五月二十日  
鳥取県知事 石 破 二 朗  
検査期日 検査区域 検査場所  
六月一日 境港市 境港市役所中浜出張所

二日	三日	六日	七日	八日	九日	一〇日
上道小学校	境港市役所渡出張所	境公民館	外江			

公 告

職業訓練法（昭和三十三年法律第三百三十三号）第二十五条及び職業訓練法施行令（昭和三十三年政令第九十九号）第二条の規定により実施した昭和三十四年度の二級の技能検定の合格者は次のとおりである。

昭和三十五年五月二十日

検定職種	試験実施場所	鳥取県知事	石 破 二 朗
板金工	郡家町	合 格 者	山本 則雄 大谷 歳治 川戸喜代治 小坂 一実 鳥谷 勝雄 福井 勇
	山本 則雄		
	大谷 歳治		
	川戸喜代治		
	小坂 一実		
	鳥谷 勝雄		
	福井 勇		
	中尾 幸高		
	新宮 正美		
	来田 弘治		
	中川 幸一		
	谷角 頼要		

浦木 栄市	浜田 英男	黒見 幸	長谷川 明光	仙田 雅美	岡田 一馬	伊藤 立正	梅津 邦良	瀬尾 福雄	中尾 嘉治	高野 忠	清水 俊博	倉吉市	田中 正義	富山 晴次	谷口 昌万	中村 仁作男	右手 義穂	小嶋 重視
亀尾 登	木村 英幸	湯沢 真成	伊藤 祐	広瀬 勘太郎	田辺 善知	吉川 正躬	田中 正信	田子 寿郎	倉本 龍一	岡崎 重雄	堀内 茂	米子市	山下 和則	漆原 富夫	小谷 勇実	矢部 博美	高木 雅喜	
赤松 建一	手島 健二	松原 朗治	吉田 源蔵	武坂 卓市	高田 達	福住 年晃	園本 春雄	野口 幸一	加藤 又一	小林 有光	上本 賢蔵		萩原 次男	桑原 明	平尾 節博	田中 行男	横野 良雄	
二岡 時二郎	山本 千万人	勇 昭二	森井 義夫	中山 武雄	野尻 万市	和田 徳二	柳 孝之	陶山 宜幸	多久 和四郎	山口 和男	乾 寿幸		岡森 茂	太田 讓	山根 万寿男	田内 宏	柏木 智	
野口 進	結城 美治	矢部 哲郎	沢井 登	青木 章	野尻 武志	林 与吉	永林 利夫	安原 砂雄	田中 富	藤原 仁美	高塚 秀蔵		河本 定治	福良 実治	今倉 和男	中田 郁夫	草刈 正雄	
楠川 幸雄	青木 浩	西山 茂	船川 清寿	淀屋 義男	成相 文雄	米沢 富弥	倉本 文雄	坂本 彦			石賀 将義		藤内 彰	安東 統持	下田 教明	谷口 建太郎	今島 則夫	

浅井 衆次郎	河村 実雄	田中 繁雄	山根 勇治	北村 元蔵	中村 幹雄	沢田 甚五郎	山本 政雄	岡森 政孝	野崎 国治	小谷 一夫	池本 敬治	西尾 孟	石本 正通	永井 富雄	山口 順一	片岡 計義	高木 久善
杉内 節之	井上 清治	山中 正実	山県 登喜男	田中 勇太郎	坂口 延宗	榎本 健造	中島 銀蔵	松川 守夫	八重垣 武男	中谷 峰治	田内 義晴	小山 弘史	奥村 良一	橋谷 彰夫	大谷 靖	吹野 泰治	戸杉 要
湯井 喜代幸	岡垣 鹿之助	川戸 武彦	谷口 高治	原 金蔵	川原 淳一	厨子 節男	田島 行夫	森岡 英夫	徳山 守	西尾 一美	竹内 亀男	藤田 昭三	中西 泰雄	柘田 正二	加藤 清	三好 康明	
上川 義正	伊井 野芳雄	岩見 富次郎	右近 信治	安東 菊蔵	丸山 隆昌	坂口 隆	小倉 克巳	田中 栄次	中島 稔男	武田 充	山下 勝治	奥田 留吉	竹本 泰蔵	大西 英明	安田 路次	神本 勉	
上川 寿美	松田 幸夫	竹本 清人	萩原 寛	九鬼 勉	松本 龍三	車井 重昭	松田 武夫	谷口 岩吉	岸本 喜太郎	山本 正	平尾 俊哉	田中 昌晃	下田 柳蔵	浜田 政茂	内仲 晃二		
大石 俊夫	山野 万治	岸本 充	川下 摩範	福田 賢一	国本 好実	上川 寿之	藤原 熊雄	浅野 隆雄	福山 清晴	福田 耕作	古谷 瀧蔵	片山 喜美夫	亀井 末広	大櫃 洋二			

建築大工

倉吉市 郡家町

鳥取県社会教育委員に関する条例（昭和二十四年十月鳥取県条例第六十一号）による鳥取県社会教育委員の委嘱を行なうにあたり、県内に事務所を有する各社会教育関係団体が鳥取県社会教育委員候補者を推せんする期日及び推せん書様式は、次のとおりとする。

昭和三十五年五月二十日

鳥取県教育委員会委員長 石谷貞彦

一 推せん期間 昭和三十五年五月二十日から昭和三十五年五月二十八日まで

角田 賢次	林谷 文夫	瀬尾 忠一	谷本 喜昭	宇野 久一	森岡 真
安達 祐武	佐藤 敏行	森岡 忠治	山根 績	日高 晴雄	樋口 安正
渡辺 正義	灘脇 時雄	荒木 昌美	野口 福徳	西古七五三	松本 重雄
松本 晃	松本 進	井原 昌則	山崎 実	吉田 秋夫	齊鹿 一治
西村 進	板持 徹郎	吉持 左武	南波 延	田員 勝計	渡辺 修治
山田 孝造	金田 愛美	進野 清文	山崎 忠利	川上 明雄	西沢 満
矢野 章	末吉 謙三	末吉 実夫	矢倉 毅	安達 和昭	松下 稻男
安達 春光	岡 市朗	西谷 稔	駒場 勲	平田 浩	宇田川 博
畑 敬志	岡 正巳	渡辺 義則	深田 孟	遠藤 豊	青砥 栄
青砥仁一郎	田中 竹雄	亀原 秀吉	片桐 義雄	神田 昭一	宇山 進
東田 稔	先灘 謙	金田 武徳	田中 健治	野村 整司	山浦 包明

二 推せん書様式

昭和三十五年 月 日

推せん団体代表者 氏

名 印

鳥取県教育委員会 教育長

殿

鳥取県社会教育委員候補者の推せんについて

鳥取県社会教育委員候補者に次の者を推せんします。

候補者氏名

生年月日

住所

職業（勤務先）

当該団体における役職名

最終卒業学校名